

＊ ＊ こども医療費助成制度（福祉医療） ＊ ＊

こども医療費助成制度は、こどもの保険診療による医療費の自己負担分を助成することにより、子育て世帯への経済的支援を拡充するとともに、こどもの保健の向上に寄与し、安心して子育てができるまちづくりを推進することを目的としています。

以下の要件に該当する方は、申請により「福祉医療費受給者証」を交付します。

＊ 助成内容

保険診療による医療費の自己負担分

＊ 対象者

小中学生

＊ 助成開始日

- ・ 転入の場合、転入月の申請であれば転入日から
- ・ 上記以外の場合は、申請月の初日から

＊ 申請に必要なもの

- ・ 申請者の身分確認書類（運転免許証等顔写真つきのもの）
- ・ お子さまの健康保険証
- ・ 印かん（※被保険者本人が来庁の場合は不要）

＊ 申請場所

保険年金課、各総合支所総合サービス課、各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）及び分館、大海総合センター

※土・日・祝祭日を除く。

◆毎年8月1日に更新をします。このとき所得制限の判定年度が変わります。受給中の方で、更新手続きが必要な方については、更新申請書が届きます。

お問い合わせ先

山口総合支所保険年金課	福祉医療担当	TEL (083) 934-2803
小郡総合支所総合サービス課	市民生活担当	TEL (083) 973-8131
秋穂総合支所総合サービス課	市民生活担当	TEL (083) 984-8022
阿知須総合支所総合サービス課	市民生活担当	TEL (0836) 65-4113
徳地総合支所総合サービス課	市民生活担当	TEL (0835) 52-1113
阿東総合支所総合サービス課	市民生活担当	TEL (083) 956-0992

へお問い合わせください。